

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

政策創造課の職場環境等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

日本共産党が及ぼす影響を受けた政策創造課の職場環境について産業医の意見

2 質問の要旨

本日 9 月 29 日 17 時 45 分頃から 18 時 20 分までの間、吉岡副議長会派である日本共産党鎌倉市議会議員団に於いてリソグラフと推察される印刷を行う音が聞こえている。

相当大きい騒音であり、隣室に在室する者としても集中力の乱れや不快感など悪影響を及ぼしている。私の感覚としては、労働安全衛生の観点、公害やストレスにおける受忍度合から限界を越えているところだが同じく隣室の政策創造課の職場環境として問題が及んでいないか。政策創造課への悪影響が大変懸念されるところだ。尚、17 時 45 分から少なくとも 18 時 20 分の間は現認したところ、政策創造課は課長はじめ複数の職員が残業をしていた。安全衛生委員会での対応は勿論、産業医として職場巡視を行い、医学的見地からみた意見は如何であるのか。又、同会派室にかかる電気代は、平成 27 年に入ってから月別いくら発生してるか。明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問の検討と職員の健康に係る問題の為、速やかに答弁を求める。)